

# 「いじめ防止の基本方針」

浦和実業学園中学校・高等学校

## 1. いじめの防止のための基本方針

### [基本理念]

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命または身体に重大な危険を与えるものであり、まさに重大な人権侵害である。いじめ問題への対応は学校においても重要課題の一つである。全職員の意識として「いじめはどの学校でも起こりうる可能性がある」、「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑劣な行為である」との認識を持って指導し、いじめ問題の対処は一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが重要と考える。

そのためには、教育活動全般において「命の尊厳や人格の尊重」を中心とした教育を実践することや、生徒の健やかな人格形成を支援するという教育観に立って指導を徹底することが重要である。

本校では、「実学に勤め徳を養う」を校訓として、この実学と徳育を建学精神の柱とし、世のため人のために自己を真に生かしきる教育の実践に取り組んでおり、この校訓に基づきいじめ防止の基本方針を定める。

### [いじめの定義]

「いじめとは、生徒に対して、該当生徒等在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

「いじめ防止対策推進法第2条」より

### [いじめの禁止]

生徒は、いじめを行ってはならない。

### [学校及び職員の責務]

学内外において、いじめが行なわれず、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、更にその防止に努める。

## 2. いじめの防止の対策と基本となる事項

### [基本施策]

#### (1) 学校におけるいじめ防止

- (ア) いじめは心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、生徒が理解できるように組織的に取り組む。
- (イ) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力を養うため、体験学習及び道徳教育など全ての教育活動の充実を図る。
- (ウ) いじめ防止の重要性を理解させ、啓発するための必要な措置として、道徳に関する視聴覚教育と学年集会等を実施する。
- (エ) 保護者・地域住民やその関係者との連携を図り、いじめ防止のため生徒が自主的に行なう生徒会活動の支援を実施する。

#### (2) いじめの早期発見のための措置

##### (ア) いじめ調査等

いじめを早期発見するため、在籍する生徒に対して定期的にいじめアンケート調査と聞き取り調査を実施する。

- ① 生徒対象いじめアンケート調査                      年2回（6月・11月）
- ② 学級担任による個人面談                              定期的

##### (イ) いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができる窓口を設置する。

- ① 担任や部活動顧問への相談として、個人面談の実施やハイスクールライフを活用する。
- ② 生徒の心理的な発達を援助するための専門知識を持つスクールカウンセラーを活用する。

※ハイスクールライフとは、日々の学習、部活動、友人関係などの行動記録を通じて、学級担任と意思疎通を図るための交換日記帳のこと

##### (ウ) いじめ防止対策に係る職員の資質の向上

いじめ防止対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止対策に関する職員の資質の向上を図る。

#### (3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネット等を通じて行われる誹謗中傷などのいじめを防止すると共に、効果的に対処できるように、生徒及び保護者に対して必要な啓発活動と情報モラルの指

導を行う。

### [いじめ防止に関する措置]

#### (1) いじめ防止対策のための組織

いじめ防止等を実効的に行なうため、高等学校は「指導委員会」、中学校は「主任会議」を設置する。

##### (ア) 構成員

校長、副校長、各教頭、指導部長、各学年主任

##### (イ) 活動内容

- ① いじめの早期発見に関するアンケート調査の実施
- ② いじめ防止に関する指導
- ③ いじめ事案に対する事実関係の聴取
- ④ いじめ事案に対する指導や支援の体制と対応方針の決定と保護者への連絡

##### (ウ) 開催

週1回を定例会とし、いじめ事案やその疑いに係る報告があった場合は、緊急会議を召集する。

#### (2) いじめに対する措置

(ア) いじめに係る相談や報告を受けた場合、速やかに事実の有無の確認を行なう。

(イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめを受けた生徒と保護者に対する支援を行い、いじめを行った生徒に対する指導と保護者への助言を継続的に実施する。

(ウ) いじめの関係者間での争いが再発しないように、いじめの事案に係る情報を関係する保護者と共有するための必要な措置を行う。

(エ) いじめを受けた生徒が安心して教育が受けられる環境を保護者と連携を図りながら整える措置を行う。

(オ) 調査した結果、犯罪行為として認められる場合は、埼玉県総務部学事課及び所轄警察署へ報告して対処する。

### [重大事案への対処]

生命・身体・財産に重大な被害が生じた場合、又は相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行なう。

(ア) 重大事案が発生した旨を、埼玉県総務部学事課及び必要に応じて所轄警察署に速

やかに報告する。

- (イ) 関連機関との協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (ウ) 上記の組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (エ) 調査の結果については、いじめを受けた生徒と保護者に対して、事実関係やその他必要な情報を適切に提供する。

以上

※ この基本方針は、2014年3月31日付をもって完成し、2014年4月1日より施行する。